

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 208 回定例会・会議録

日 時 令和 2 年 10 月 7 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 00
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、石川、石坂、神林、木村、桑原、品田、須田、高木、高桑、
高橋、竹内、三井田、宮崎
以上 14 名
欠席委員 石塚、三宮、西巻、三浦
以上 4 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
渡邊所長 佐藤副所長 新通原子力防災専門官
資源エネルギー庁 佐々木資源エネルギー政策統括調整官
柏崎刈羽地域担当官事務所 渡邊所長
新潟県 原子力安全対策課 金子課長補佐 松本主査
柏崎市 防災・原子力課 小林主幹 金子課長代理 月橋主事
刈羽村 総務課 武本課長 加藤主事
東京電力ホールディングス (株) 石井発電所長
櫻井副所長
佐藤リスクコミュニケーター
篠田原子力安全センター所長
鶴田燃料 GM
曾良岡土木・建築担当
大淵土木・建築担当
栗田新潟本部副代表
山田地域共生総括 GM
永田地域共生総括 G

(公財) 柏崎原子力広報センター 竹内事務局長
石黒主査 松岡主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 208 回定例会を開催いたします。

本日の欠席委員は、石塚委員、三宮委員、西巻委員、三浦委員の 4 名でございます。

本定例会より会議時間を、前回より 30 分延長し 20 時 30 分までとさせていただきます。尚、本日は 8 時頃、委員のみの協議事項がございますので、その時間帯になりましたらお知らせいたしますのでオブザーバー、プレス、傍聴の方についてはご退席いただきますようお願いいたします。

それでは本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。

事務局からは、「会議次第」、「座席表」、「委員からの質問・意見書」、それから地域の会広報誌「視点」第 104 号でございます。

続きましてオブザーバーの配付資料になります。原子力規制庁から 1 部、資源エネルギー庁から 3 部、新潟県から 2 部、柏崎市から 1 部、東京ホールディングスから 3 部でございます。お揃いでしょうか。

それではここでお詫びをさせていただきます。皆様のお手元に配付させていただきました 10 月 5 日発行の当会広報誌「視点」104 号に印刷ミスがございました。広報誌をお開き頂きたいと思っております。一番左側のページ、3 ページ目になるのですが、206 回の定例会記事の最下段に訂正した箇所がございます。見え消しで訂正しておりますが、回答者が新潟県とありますが、東京電力の誤りでございます。誠に申し訳ございませんでした。お詫びさせていただきます。尚、当会ホームページにも印刷ミスの訂正文書を掲載させていただき、PDF データの訂正した広報誌を載せておきました。

それではこれからの議事進行につきましては議長からお願いいたします。桑原会長、よろしくお願いいたします。

◎桑原議長

皆様こんばんは。

それでは地域の会、208 回定例会を始めさせていただきます。

冒頭申し上げましたように、だいたい 20 時くらいを目途に、委員さんのみで協議したい事項がございますので、ある程度の時間になりましたら定例会は終わりとさせていただきます。

それでは議題に入ります。まず(1)前回定例会の動きということで東京電力さんから刈羽村さんまでのご説明をいただきたいと思っておりますが、委員の皆様には刈羽村さんの説明が終わりましたらお受けしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに東京電力さん、お願いいたします。

◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。東京電力の櫻井でございます。ご説明の前に、この度当社のほうで人事異動がございましたのでご紹介させていただきたいと思っております。

これまで、土木・建築担当は武田、水谷が務めておりましたが10月1日より、曾良岡、大淵が務めることになりました。

◎曾良岡土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の曾良岡と申します。武田の後任でございます。皆さんどうぞよろしくお願いいいたします。

◎大淵土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の大淵でございます。水谷の後任でございます。どうぞ皆さんよろしくお願いいいたします。

◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

また渉外担当副所長でございますが、これまで森田が務めておりましたが10月1日より私、櫻井が担うこととなりました。地域の会関係の皆様にはお世話になります。どうぞよろしくお願いい申し上げます。

それでは、前回定例会以降の動きについてご説明致します。初めに、資料の不適合の關係をご覧いただきたいと思ひます。着座の上ご説明いたします。

9月14日7号機タービン建屋（非管理区域）における怪我人の発生について、資料は2ページになります。

9月14日午前10時50分頃、7号機タービン建屋地下1階、原子炉補機冷却水系熱交換器Bエリアで、安全対策工事に従事しておりました協力企業作業員1名が高所にあります作業の床、この開口部より墜落しました。その際、下にいた作業員1名と接触し計2名が負傷したことから病院へ搬送しました。今回、このような事故が発生したことで地域の皆様には大変なご心配をおかけしました。幸いにも墜落した作業員については先月30日に退院し、現在は自力で歩行が可能な状態と聞いております。また、下にいた作業員については既に職場復帰をしております。今回の事故は作業手順や安全処置に関する作業員の意識の面で対策が必要であると考えており、今後再発防止対策を取りまとめ、当社、関係会社、協力企業が一体となり、取り組みを徹底してまいります。

次に、9月15日、25日、10月2日、原子炉圧力容器内の清掃における異物の確認について、資料は6ページをご覧ください。

9月7日～30日にかけて7号機原子炉圧力容器内の清掃を実施したところ、合計9本の金属製の異物を確認し回収いたしました。現在7号機は停止中で、原子炉圧力容器内の燃料はすべて使用済燃料プールで保管されていることから、確認した異物が燃料の健全性に影響を与えることはございません。今回の炉内清掃で燃料の被覆を傷つけるリスクを低減させることができたと考えております。

次に、昨日10月6日、7日、非常用ディーゼル発電機の定期試験中の不具合について、資料は10ページをご覧くださいと思ひます。

6号機の非常用ディーゼル発電機Aを定例試験のために起動し、系統電源との並列操作を実施したところ、当該操作ができないことを確認いたしました。昨日、非常用ディ

一ゼル発電機の周波数などを系統側と併せる部品を交換して、本日改めて試験を行ったところ、並列操作に問題なく不具合は解消しております。

次に、発電所に係る情報でございます。最初は9月10日に定例の所長会見で行ないましたので、そちらで説明した案件をご説明したいと思います。

9月10日原子炉補機冷却海水ポンプCの不具合について、本件については原因と対策が取りまとまったことから同日公表しております。資料は11ページになります。本年7月21日に4号機原子炉補機冷却海水系A系の定例試験のため、原子炉補機冷却海水ポンプCを起動したところ、ポンプ本体と回転軸の隙間に設けるグランド部から白い湯気のようなものを確認しました。その後の再起動においても白い湯気とグランド部の温度上昇を確認したことから停止をしております。その後当該グランド部の部品、グランドパッキンを交換し試運転を行ったところ正常に起動することを確認しております。原因は取り外したグランドパッキンの交換により、摺動部の接触抵抗が増加しグランド部に供給される冷却水の減少と相俟って、グランド部の温度が上昇したと推定いたしました。今後はこのグランドパッキンの劣化状況を踏まえパッキンの交換を実施してまいります。

次は9月24日、6・7号機中央制御室当直員用退避室の設置について、資料は12ページをご覧くださいと思います。こちらは同日、定例記者説明会で配付した資料となります。重大事故等が発生した場合においても当直員が中央制御室に留まるために、プラントの表示や通信などの設備、放射線装備品、食料などを備えた退避室を中央制御室の隣に設置いたしました。この退避室は室外から放射性物質の侵入を防ぎ、内部外部被ばくを抑制でき、最大20名が7日間留まれる設計となっております。

続きまして9月24日、柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の取り組みについて、資料は14ページからとなりますが、前回から対応状況の表記に変化はございません。

次に9月25日、柏崎刈羽原子力発電所7号機の設計及び工事計画認可申請の補正書等の提出について、資料は19ページからとなります。

当社は9月25日に原子炉等規制法に基づき7号機の設計及び工事計画認可申請の補正書を原子力規制委員会に提出いたしました。2013年9月に工事計画認可を申請して以降、これまで2回補正書を提出しており、今回25日に提出しました補正書はそれ以降の詳細設計の結果や工事工程表の更新、審査会合での議論、本年4月の原子炉等規制法の改正などを反映して、すべての資料が整ったことで提出をしたものでございます。資料22ページをご覧くださいと思います。今回更新しました工事工程表では安全対策工事の完了時期を本年の12月に、それから原子炉を起動する前の検査の完了時期を2021年4月と想定してございます。尚、この工事工程表は再稼働時期を示すものではありません。再稼働にあたりましては地元のご理解を大前提に進めてまいりたいと思っております。

当社は引き続き原子力規制委員会による審査に真摯且つ丁寧に対応すると共に、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努

めて参ります。

続きまして、その他の項目でございます。10月7日、コミュニケーション活動の報告と取組事項について、資料は24ページからとなりますが後ほどご覧いただければと思っております。

また福島を進捗状況に関する主な情報、こちらにつきましても配付のみとさせていただければと思っております。

私からの説明は以上となります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして、原子力規制庁さんお願いいたします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

原子力規制庁の渡邊でございます。

それではお手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。前回定例会9月2日以降の原子力規制庁の主な動きといたしまして、まず、原子力規制委員会での関係をご報告いたします。審査、検査の関係で、委員会で議論があったのは9月23日と10月7日、本日の委員会でも議論がありました。

まず9月23日ですが、こちらでは7号機のいわゆる審査状況ということで、保安規定及び設計及び工事の計画の審査状況について報告がされてございます。こちらについては9月23日に遡って8月26日に一度報告はしているものの、保安規定の関係、7つの約束の関係でございますが、当委員会の委員からコメントがあり、改めて9月23日に報告、了承されてございます。

今後はその審査を踏まえたかたちの補正を受理いたしまして、その内容を確認した後、庁内での事務手続きを経て最終的には認可の処分を行うという予定にしております。

それから10月7日ですが、本日の午前中に委員会がございましたが、2点決定されたことがございまして、1つは検査に係る公開会合の実施ということでございまして、今まで検査では審査とは違って、公開会合という仕組みはございませんでした。トラブル報告であるとか委員会での審議というものを除くと、検査では特にそういった審査のような公開会合を開くというものが無かったのですが、今後は例えばその検査で懸念事項があったことに関して、今まであまり類が無いような案件であったり、いわゆる改ざん問題だとか、そういったものが公開会合で適宜対象としてやっていこうというものがその1つ。もう1つは検査結果の報告書に対する事業者からの意見聴取ということで、こちらについて、検査で指摘事項があつて、重要度がそれなりに高いもの、我々色付けを白以上としているものについては事業者からも事実関係について意見を聞くという仕組みを作ってございましたが、これを改め、特段その重要度に関わらず、我々のその検査報告書については事前に規制庁のホームページで公表して

案の段階でホームページで載せた上で事業者からも意見を聞いて事実関係に関してご意見があればそれを確認するという仕組みにしてございまして、第2四半期の検査結果の報告から、この運用は開始する予定でございます。

審査会合、6・7号機の審査状況の関係ですけれども、2つほど書いてございます。

第897回は6号機・7号機の特重設備の関係の審査会合でございました。899回は今しがた、その委員会の関係でも述べさせていただきましたけれども、当委員会の委員のコメントに対する東京電力殿の回答をこちらの会合で確認して、7号機の審査会合はこちら9月17日の会合でもって終了というかたちになってございます。

ヒアリング等については種々、日付に応じて書いてございますが詳細な説明は省略させていただきます。

規制法令及び通達に係る文書でございますが、いくつか事業者から文書を受け取っているものがございます。まず9月9日は東京電力からBT主任技術者の関係、これは人事異動に伴う変更というかたちで届出書を受理しております。それと先ほど、東京電力殿から説明があったように、9月25日については7号機的设计及び工事の計画の認可申請書の補正を受理してございます。ただ、こちらについて今日午前中の委員会での発言もあったように、一部その技術的にはないものの記載に少し不備があるということで、改めて再度補正をお願いしておりますので今後その補正を受けた上で確認する予定にしてございます。

次のページですが、被規制者との面談というところで、今その面談の中身が、6・7号機の特重施設に係わるものが多くなってございます。それ以外としては、7号機の使用前事業者検査の関係の面談も審査が大詰めになって検査の段階に移っているということもあり、そういった検査の工程などを面談では確認をしているものでございます。

それと放射線モニタリング情報の関係でございますが、こちら2枚目の一番下に書いてございますが、いつも通り全国のモニタリングの特定地について逐時報告をしてございますが、規制庁のホームページで公開しておりますけれども、今回特異な数値等はございませんでした。

規制庁からの報告は以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございます。それでは引き続きまして、資源エネルギー庁さんお願いいたします。

◎渡邊柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の渡邊でございます。よろしく申し上げます。

それでは当庁の資料、「前回定例会（令和2年9月2日）以降の主な動き」をご覧ください。

1. エネルギー政策全般といたしまして、まず梶山経産大臣と長坂経産副大臣が G20 エネルギー大臣会合、これテレビ会合に参加しました。9 月 27、28 日ということで、内容は記載のとおりでございます。

次に令和 3 年度概算要求を財務省に提出、これは、例年より 1 カ月遅れの 9 月 30 日に提出をしております。これにつきましては、今日添付させていただきましたカラー横の「令和 3 年度 資源・エネルギー関係概算要求のポイント」という資料をごらんください。パワーポイントで文字ばかり詰めて評判が悪い役人の資料ではございますが、まず 1 といたしまして、福島の着実な復興・再生、これが昨年度 932 億円から 1234 億円に増額要求、それから 2 と致しまして、イノベーションによる脱炭素化の推進、4617 億円から 5303 億円、ここのところがいわゆるエネルギー基本計画、エネルギーミックス実現のための予算としての手当の部分になります。ですので、例えば (2) の「再エネ主力電源化・省エネの推進」、(4) の「水素社会実現の加速」それから (5) の「安全最優先の再稼働と原子力イノベーションの推進」ということで、その中の③「原子力立地地域の着実な支援（立地地域の実情に応じた地域振興策の強化）」、これが 1154 億円から 1210 億円ということで、いわゆる三法交付金であるとか、あるいはその調査・広報事業の交付金の予算、それから各地方自治体さんに補助させていただいているエネ高といわれる補助金、その金額がこの中に入っております。

それから 3 に参りまして、社会環境の激変に応じた資源・エネルギー強靱化、3719 億円から 4305 億円と書いてあります通り、ポストコロナ対策でありますとか、近年続いております災害に強いエネルギー供給網の構築といったところの予算ということになっております。

これにつきましては、当省ホームページにも内容を詳細に PR 資料等で出させていただいておりますので、ご興味のある方はご覧いただきたいと思っております。

次のページに参りまして、定例のエネ庁ホームページスペシャルコンテンツのご紹介でございます。まず 9 月 2 日に「災害時には電動車が命綱に！？ xEV の非常用電源としての活用法」、それから 9 月 11 日には、昨今、北海道で話題となっております「最終処分地を選ぶときの【文献調査】ってどんなもの？」ということで、文献調査について説明させていただいております。これにつきましては、前々回の地域の会で当庁からご説明させていただいたような内容でございます。

それから、9 月 18 日には「法制度の観点から考える電力のレジリエンス」②被災からの学びを生かした電気事業法改正。それを続きまして 9 月 24 日には、同じく③で「被災に強く再エネ導入にも役立つ送配電網の整備推進と。続きまして 10 月 2 日には④といたしまして、「次世代の電力プラットホームもにらんだ法改正」ということでスペシャルコンテンツ、公表させていただいております。

次のページに参りまして、基本的に総合資源エネルギー調査会関係の委員会の報告でございますが、こちらにつきましてはご覧いただければと思っております。

以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして、新潟県さんお願いいたします。

◎金子課長補佐（新潟県）

新潟県の原子力安全対策課の金子でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、右肩に新潟県と表示してある資料に基づきましてご説明させていただきます。前回定例会以降の動きについて、まず1つ目の項目、安全協定に基づく状況確認についてでございますが、去る9月9日、柏崎市さん、刈羽村さんと共に発電所の月例の状況確認を実施しております。

主な確認内容でございますけれども、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の設置につきまして概要を受けて工事の進捗状況を現地で確認をしております。また、発電所構内の展望台北側付近におきまして、協力企業作業員の方が資機材搬入用の敷鉄板の敷設作業中に左手を負傷した事象について、概要説明を受けまして現地を確認しております。

続きまして2番目の項目、新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会についてでございます。9月10日でございますけれども、第12回避難委員会を開催いたしまして、原子力災害時の対応についてご議論いただきました。主な内容としましては、PAZ・UPZ 圏内住民等の防護措置及び災害時の燃料の問題等についてご議論していただいております。

続きまして3番目の項目、いわゆる技術委員会についてでございますけれども、9月11日、令和2年度第4回技術委員会を開催してございます。議題1、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認についてですけれども、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認事項の整理と建屋傾斜の評価などの4つの項目について確認していただいております。また議題2、福島第一原子力発電所の事故原因の検証につきまして、前回技術委員会後の検証報告書案の修正内容について確認していただいております。

それでは裏面をご覧くださいと思います。最後に4番目の項目、新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会でございます。9月15日に第7回健康分科会を開催いたしまして、今後の議論の方向性や文献調査について議論をいただいております。

新潟県からは以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは柏崎市さん、お願いいたします。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災原子力課の金子でございます。資料に基づきまして説明させていただきます。

1、安全協定に基づく状況確認が9月9日に開催されまして、新潟県さんと刈羽村

さんと共同で実施をしたところですが。内容については先ほど説明がございましたので割愛させていただきます。

2、第12回新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会が9月10日開催されました。安定ヨウ素剤の配布計画、PAZ・UPZ 圏内住民等の防護措置、災害時の燃料についての議論を傍聴いたしました。

3番、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会、令和2年第4回が9月11日に開催されました。柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認、福島第一原子力発電所の事故原因の検証についての議論を傍聴いたしました。

4番、安定ヨウ素剤、事前配布説明会を9月11日から13日に開催いたしました。これは3月に予定していたものが、新型コロナウイルスの関係で中止されていたものを再開したものであります。新潟県、刈羽村と共同で9月11日金曜日、12日土曜日に柏崎市産業文化会館、13日日曜日に刈羽村生涯学習センターラピカを会場に PAZ 在住者を対象とした事前配布説明会を開催したところです。

3日間で柏崎市民480人に配布し、市の配布率は累計で69.6%となりました。

説明は以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは最後に、刈羽村さんお願いいたします。

◎加藤主事（刈羽村・総務課）

刈羽村でございます。前回定例会以降の動きでございますが、まず、9月9日に安全協定に基づき、新潟県様また柏崎市様と一緒に月例状況確認を実施しております。内容につきましては、先ほど新潟県さんから説明いただいた通りでございます。また、9月11日～13日にかけて安定ヨウ素剤の事前配布を転入者の方や年齢到達者などを対象に実施させていただいております。

以上となります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、前回定例会以降の動きということで東京電力さんから刈羽村さんまでご説明いただきましたが、これより委員の皆様より、質疑に入りたいと思います。挙手の上、お名前を名乗ってからの発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。宮崎さんどうぞ。

◎宮崎委員

宮崎といいます。規制委員会と東京電力に質問があります。1つは先ほど説明がございましたが、保安規定を含めて審議してきて了承したという話がありました。その保安規定について疑問に思っていることがあります。今回この保安規定の中に社長の責任について、事故が起きた時にはその過失責任を問える、大変厳しい記載をしたのだということが伝えられてますが、これを了承したということになりますと現在の、各地で民事裁判、訴訟を起こされている中で、東京電力はこの福島事故について過失責

任を認めないということを言っているのですが、こういう保安規定の審査の中で実際に裁判が起こっているような中で東電が答えている、過失責任を認めないのだという姿勢について審査したうえでこの了承、合格というのを出しておられたのかどうかお聞きしたいです。

◎桑原議長

それではそこで一旦区切っていただいて、規制庁さんお願いいたします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

原子力規制庁の渡邊です。個別の裁判の中身、結果については我々からのコメントは差し控えたいと思います。そういった7つの約束について保安規定に盛り込んだ中身については、当然その審査だけではなく今後それを検査等運用していく中で確認はしていくことになりますので、その中で我々としても十分確認していこうと思っております。

◎桑原議長

いかがでしょうか。どうぞ。

◎宮崎委員

もっと厳しい審査をしてほしいという要望です。

次に東京電力にお聞きします。私が質問をしておいた中身についてですが、これを読ませていただきますと、ちょっと不思議なことを感じました。皆さん質問書を私がした質問書の回答書を見ていただけますでしょうか。

最後のところですが、私が今回ケーブル火災を起こした洞道について質問していました。洞道の中のケーブルを延長工事した理由は、この洞道、いわゆるトンネルが変形して伸びて曲がってしまう、あるいは沈んでしまう。そのためにケーブルが引っ張られてまた事故を起こすとかという恐れがあるということで、いろいろ報告書に書いてありましたが、この洞道近傍の断層が動く恐れがあるとして、いろんな工事をしているのですが、私はその動く恐れがあるという断層について非常に関心を持ちまして、動く恐れのある断層は何かということで、これは前からの資料を開けますと、敷地内に23本ある断層の内の1本、F5というのが4号機の下を通っている、それと関係するかと聞いていますが、この回答では深いところにあって20万年前の断層だからそれは関係ないという話で、その次に、動く恐れがあるかどうかということでお聞きしましたら、地滑り性断層があるということを説明があり、これは動く恐れがあるということを認められておられます。私はこれを活断層というのではないかといったら、活断層じゃないという回答が書いてあり、その地滑り性の断層というのは動く断層、動く断層だということを認められたってということでよろしいのでしょうか。

◎桑原議長

お願いします。

◎曾良岡土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の曾良岡でございます。ここで言っている地すべり性の断層というのは、地震などの影響で昔、地すべりを受けて地層がずれた断層のことを言っておりまして、地震を起こす断層ではございません。以上でございます。

◎桑原議長

宮崎さん、どうぞ。

◎宮崎委員

いわゆる地震を起こす断層、すなわち活断層ではないということを確認されたのはわかりましたが、地滑り性断層というのは変動、変化するとそこに書いてありますよね。動くのだということは認められたわけですね。地滑り性断層というのは動くのだということを確認されたということですね。

◎曾良岡土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、ご指摘ありがとうございます。ここで言っている地すべり性の断層というのは、昔の地すべりの影響が地層にあらわれているわけでありまして、それは今後地震によって動かないことについては解析によって評価してございます。

◎桑原議長

他の方を優先します。

◎宮崎委員

それはわかるのですが、回答になっていない。

◎桑原議長

他の方、別の質問はございますか。高桑さんどうぞ。

◎高桑委員

規制庁と東京電力に質問です。まず規制庁に対してですけれども、今ほど宮崎さんが保安規定のことに触れられましたが、保安規定の7項目というのは、元々は汚染水の問題もちゃんと処理しなさいと、廃炉をきちんとやり遂げなさいということ。それから、経済性より安全性をというようなことが踏まえられていたと思っておりますけれども、実際に汚染水の問題は何一つ解決してないと、そのことについてなんでそこを素通りしたようなかたちで認めてしまったのかというところが1つ。それから、経済より安全性を重視しますよと言いながら、でも実際に東京電力の裁判の中で、東京電力は決して津波の問題について、あれは明らかに証言をいろいろ聞いてそれぞれの方が証言したことを聞いていると、これは明らかに経済性を重視して安全性を無視したというかたちの証言がたくさん出ているにもかかわらず、経済性より安全性を重視しますよということについて、あまり疑問を持たずに認められた。だから実際認められたことが現実には起こっている東京電力がやっている行い。先ほど賠償の問題もありましたけれども、現実には今東京電力がどういうことを福島で後始末をしているのかということ、そのところを全く素通りしたようなかたちで、文章だけで保安規定が認められているように私は思うのですけれども、そのへんのところの検討はなされたのですか。そ

の現実の東京電力の今の姿について、検討はあったのですか。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

原子力規制庁の渡邊でございます。私から回答いたします。

7つの約束について、現状についてちゃんと確認したかというご指摘ですが、そもそも保安規定に入れるべきものなのかという議論からいろいろあり、適格性いわゆる運転を実施する上での適格性に問題はないかというところで、他の電力会社の保安規定にはないものを今回入れ込んだということが1つ。ただそこで入れ込む時に、どちらかというとな基本的な姿勢であったり、その方針であったりというものを今もそうですが今後も我々が確認をしていくという趣旨で入れて、確かに今どうなのかというところもあります。我々としては入れ込んだ中で検査等により今後もしつかり確認をしていくという意味合いでございます。

◎高桑委員

わかりました。

◎桑原議長

よろしいですか。

◎高桑委員

そのことは説明をお聞きしましたが、私は今できなくてその先出来るのかと常に思っております。そのへんのところはきちんと確認していただきたいと思っております。

東京電力に質問してよろしいですか。東京電力にはまず2つか3つお願いしたいと思ってきましたのですが、実は9月29日の新潟日報のところに、偽造運転免許で入構という記事が出ました。それは2月にそういうことがあったというようなかたちで報道がなされていまして。これはテロのごく基本の問題だと思うのですが、この偽造の運転免許で入構できたということに関して2つ、2点。まず2月にそういうことがありながら全く公表してないと。そのことはどうなのだとすることを1つお聞きしたい。それから、この2月にわかってその後2回目にこの人が入ろうとした時に発覚したということですが、1回そういうことが起こっているのに対して、原因は何にあって、それに対して今どのような対策をしているのか、1つお聞きしたい。もう1つはこの7号機の異物の確認が随分、何個か出てきて。9点ですか、9本出てきているというこの金属のワイヤーというのはどういうところで出てきてしまうのかお聞きしたい。それからもう1つお聞きしたいのは、先回特重施設の関係のことをお聞きしたいと思ったのですが、緊急時対策所を新しく建てられると。今5号機だけでも、それではあれで新しく作ろうとしているということをおっしゃいましたが、緊急時対策所というのと特重施設というのはまた違うのだと思うのですが、それはどういうふうになったのかよくわからない。特重施設については全てテロの関係ということで全く公開されることはない。みんな秘密のかたちでやっている。緊急時対策所と特重施設というのは別個のものなのか、それとも緊急時対策

所の中で一部、特重施設にあたるようなものがあるのか、そのところがどうもはつきりしない。ものすごく基本的な質問かもしれませんが、そこをお答えいただきたいと思います。以上です。

◎桑原議長

それでは東京電力さんお願いします。

◎石井発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力石井でございます。ご質問3点承りました。ありがとうございます。

まず、協力企業員の免許証の偽造につきまして、皆様に大変ご心配ご不安をお与えしてしまっていることをお詫び申し上げたいと思います。この件は提示した作業員がいたという事実でございますけれども、また高桑さんにお叱りを受けるかも知れませんが、核物質防護上、詳細についてはお答えできません。ただ、発電所としてはそういうものをしっかり見る、確認するという行為、見方について、再発防止対策を講じております。1点目のご質問に対する回答は以上でございます。

2点目は、7号機の異物についてですが、実は、燃料や炉心から燃料を出したりした後のものは清掃しているのですけれども、今回起動に際して使う中性資源というものを原子炉に元々入れてありますが、その台座のところを外してそこにあったということでございますので、いつもでは取れないようなところにあったものが今回いつもは外さないところを清掃して取れたというものでございます。この異物は今までもご心配をおかけして申し訳ないのですが、タービン系でワイヤブラシを使ったものが、炉内のほうに入っているという、由来は同じものだと考えてございます。

それから最後のご質問で、特重設と緊対の差でございますけれども、緊急時対策所は、プラントのほうで運転員が制御したり、現場に復旧班のメンバーが行ったりするところを後方で全体を指揮命令する機能でございますので、私、本部長以下で統括クラス、班長クラスがそこで情報を共有しながら現場の動きを把握するというところでございます。それから方針も立てていくということでございます。

それに対しまして特重設、特定重大事故等対処施設についてですが、通常は中央制御室というところに運転員がおりまして、そこでプラントの制御を行うのですけれども、そういうところが仮に占領されていた時に、場所は言えないのですが、他の設備で代替の冷却等を行えるものということで、そのような設備やその設備を制御できる第2の制御室というものを準備するところでございます。ですから、緊対所と特重設は違うものでございます。以上でございます。

◎高桑委員

では、今の話は結局、別の建物をもう1つ遠隔で操作できるようなことが必要なのですね、特重というのは。それと全く別のものを作られるということになるのですか。緊急時対策所も作られますけども特重施設というのも別に造るということですね。わかりました。

それから、偽造運転免許のことですが、私この時、またご自分たちに都合の悪いことは自ら言わないのだということを思いました。これは正式に東京電力が公表したのではなくて、わかったという書き方をしているわけです。公表して分かったと私は読み取れなかったので、また東京電力は非常に都合の悪いことですよね、テロ対策としては初歩のところでは破られちゃったわけですから。すごく都合の悪いことが。だから言わなかったのかなあと思いました。こういうことが、私はいろいろ度々あったように思うので、それが私たち一番困ることですよ。一番そちらに都合の悪いことは私たちの安全にとっても重要なことが多いわけですから、そういうことに関して自らなかなか発表する体質が無いということについて、私は非常に疑問だなと。これはとにかく、どんなに都合が悪いようなことであっても、きちんと特にテロに関するようなことも含めて、安全に関することについては、自らきちんと公表するようかたちを取ってほしいと。これは要望です。以上です。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。もう御一方、他の質問等ございますか。無いようであれば、前回定例会以降の動きの質疑はここで閉じさせていただきたいと思います。

それでは、議事(2)フリートーク、高レベル廃棄物、核燃料サイクルの勉強会の所感も含んだ内容にしたいと思います。

今まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、会議時間の短縮で各委員の発言が少なくなってきたことから、今回は久しぶりにフリートークという時間を設けました。8月、9月の定例会で勉強した高レベル廃棄物や核燃料サイクルの所感、意見も含めてお願いしたいと思います。

出来ればあまり委員の皆様、発言する時間が今までなかったわけなので、全員の方が一言でも発言できるようなかたちにしたいと思います。なければならないということで結構です。それでは私から順番にご指名させていただきますので、何かありましたら発言をいただきたいと思います。それでは順番に竹内委員さんからお願いできますか。

◎竹内委員

竹内です。私、質問も出させていただいて回答もいただいているところなのですが、すごく不思議で仕方がないのが、広いアメリカの中で1か所だけしかないだろうっていわれたような場所があるだけの最終処分施設とか、かなり地盤が動いたことが無いフィンランドでのウンカロだとか、わずかに世界にはそれだけしか無いものを、なんで日本にはたくさんあると答えられるのかなと、この回答を見ながらすごく疑問で仕方がないというのが感想です。それが、最終処分場についてはそういう感想ですし、とっってもそのようなものが適地といわれる緑色が付いたところがそういう場所だとはとても思えないところもあって、なんだかすごく議論がかみ合わないなというお返事をいただいて。質問のお返事でそう思っています。

核燃料サイクルにつきましても、なぜどこから見ても破綻しているものを回そうと

しているのかなっていうのが非常に不思議でしょうがないというような状況です。質問というより感想です。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは相澤委員さんお願いできますか？

◎相澤委員

相澤です。1点だけですけど、福島の復興再生の予算が少ないような気がするのですが。それだけです。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは木村委員さんお願いします。

◎木村委員

木村です。よろしくお願いします。

最終処分場の件ですけども、まだ場所については決まってないのは存じ上げているのですが、進捗について深く聞きたいところですが、もし分かっている範囲で結構ですので教えていただけたらと思います。

◎佐々木資源エネルギー政策統括調整官（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の佐々木でございます。ご質問いただきました最終処分場の選定に向けたプロセスですけども、まだ最終的に意思表示というのは成されていないところでございますが、報道等でお出ております北海道の2つの自治体から、文献調査というまだ調査段階としては初期のものでありますけれども、そういったものに関心を持っているという事実は明らかになっております。まだそのプロセスに、文献調査に入る申し入れをするという正式なアクションまでは行っていませんが、北海道の寿都町と北海道の神恵内村の中の議論はそこで進んでいると。議会等の議論ですとか、例えば商工会等からの陳情等に関する村議会内の議論ですとか、そういったものは進んでいるところであります。まだいつかはわかりませんが、どこかのタイミングとしてこの自治体としての意志が決まってくるもの思っております。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは宮崎委員さん。

◎宮崎委員

宮崎です。最終処分場の問題についてお聞きしたいのですが、本当にそもそも問題なのですが、原発を持っている地元市町村ですね、ここは原発を運転していたのですから、放射性物質については非常に理解がある。中には本当にどんどんやれというのですから、町村の中にはたくさんこの放射性物質について疑いもなく安心している人が多いですが、そういうところからです。なぜこの放射性物質を考えたこともないような地域に持って出るといのが不思議でならない。私だったら原発を造って賛成派の人がいっぱいいるような地域にどんと埋めてくださいって言って一生懸命お願いすれば、いいですよとってくれる声が多いのではないかと思うのですが、どうして

わざわざ慣れ親しんだこの原発のあるところから、放射性物質をあまり経験のないところへ持っていくのか。新潟県も柏崎市も刈羽村も、行政の人たちはどう考えてこれを持ち出すのでしょうか、教えてください。

◎佐々木資源エネルギー政策統括調整官（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の佐々木でございます。原子力発電所があり、そこで発電し、その電気を使う、恩恵を受けているのが日本全体としてその恩恵を受けているわけですからこの処分の問題も当然ながら日本国全体として対応すべき問題だという考えです。最終処分場の選定に向けたプロセスを進めているところであり、政府としてできる情報提供をしっかりと、きちんと理解を深めていただくための努力をするとともに、そういった活動を通じて関心を持っていただける地域が出てくる取り組みを促すというのが今の政府の方針ですので、別にここにというのが無ければいけないものではないとも思います。広く日本全体でこの使用済燃料に対する対応を取っていくというのが、今の政府の考え方だということをご理解いただければと思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは高橋委員さんお願いします。

◎高橋委員

高橋です。この前エネ庁さんからご回答いただいているのですが、やっぱりもう1回言わせていただきたいのです。今、地層処分の話もありましたし、それから核燃料サイクルですね。青森、六ヶ所村がもう24回も延期をして費用も何倍にもなっているわけですし、新聞なんかでは金食い虫などと言っています。24回も延期になったのが25回目です。今度こそ動かせるなんていうことはあり得ないというふうに思うのです。著名な学者の先生の話ですと、うまくいかないみんなわかっているんだよ、と言われるんですね。自分がそれを務めている間はなんとかこのままにしておいて、後輩に委ねるっていうかね。散々この世界でお世話になってきたのだから、自分のところで辞めるみたいなことは言わない方がいいんじゃないかっていう、そういう感じで最終的にできませんよと言われていたんですけども、私もそう思うんですね。核燃料サイクル、もうもんじゅも破綻していますし。出てきたプルトニウム、今度はMOX燃料だけで消化できるのかどうなのか、そういう思いもありますし。もうとにかくバックエンド対策、地層処分も含めて核燃料サイクル。田中真一さんあたりがもう、乾式貯蔵を200年くらいサイトに置いておくべきだ、みたいなああいう日本の原発に対して理解者だったはずの人が、ああいうふうなことをおっしゃっているのは、そういう時代に入ってきたのかなと思うのですけれども、核燃料サイクルというのは、やはりもうやるべきじゃないというのが私の意見です。回答は何を言われるかはもうわかっています、昔からこれを私は言っていますのでいりませんけれども、おかしいっていうことを私は声を大にして言いたいと思います。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは三井田委員さんお願いします。

◎三井田委員

柏崎エネルギーフォーラム、三井田です。

エネ庁さんにも聞きたいのですけれども、さっき竹内さんがおっしゃっていましたが、適地というか、かなり可能性の部分では深いところまで排除していない状態での特性マップからスタートして、そこに対してずっと声が出なかったところがやっと声が出てきたという感じなのでしょうけれども、竹内さんほど私もそんなに厳しく思っているわけではないですが、ただ適地はそんなにないだろうと思っている中で、今のよう自治体とかが手を上げるのを待っていて、それも適地かどうかわからないというところの次元も、ある程度のところで限界が来たら、要はエネ庁さんのほうで、適地になり得るところに、国からお願いをして受け入れてもらえないかというアクションを起こすのはどうか。答えは難しいかもしれませんが、腹があるかどうかというのを教えてください。

◎佐々木資源エネルギー政策統括調整官（資源エネルギー庁）

今のご質問に対する正面からの回答にならないかも知れませんが、最終処分場を見つけてくることは、少なくとも今の発電所が動こうが動くまいが、既に使用済燃料がこれだけ溜まっている中では必ず必要なことだというのは政府の見解です。今その三井田さんもおっしゃってましたし、竹内さんからもお話があったように、科学的特性マップで示していたというのは、ある意味政府の一つのステップで、それをそこから3年くらい前に出したわけですが、地道な草の根レベルの広報活動というか、理解活動と私共は呼んだりしていますけども、やった結果として全国の複数の方々から、まだ自治体レベルで文献調査という動きについては出てきているのは寿都町と神恵内村だけですが、他にもそういった関心を持っていただけるグループの方々が増えてきているというのは事実としてあるので、その中でまずはそういったこちらの理解を深めていただくための活動の結果として、出てきている関心を持っていただいている方々とより深く、政府全体として連携、関係を深めて、更なる理解を深めていただいてなんとか最終処分場になる適地の選定につなげるというプロセス、そういうやり方で進めていくというのが今の政府の方針ですし、それが今、最終処分法という法律に書いてある手続きですので、当面は最終処分場を見つけなければいけないこと、強くその必要性は理解しつつも、今はこの手続きに則って進めたいと思っているのが、今の政府の見解です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは石川委員さんお願いします。

◎石川委員

先月他の会議が入っていてお聞きできなかったのが残念だったのですが、最終処分地のことは、もう原発を動かす前からわかっていることですね。それが50年経っ

でもまだ解決できないというのは、これは原発を動かしてはいけないということだと思います。どうしてみんなははっきりわかっていることを先延ばしにするのでしょうか。政府の見解とおっしゃいましたけれど、結局広報活動や理解を深めるというのも、東京電力さんが盛んにやってらっしゃることですよ。その土地に行って、もっと受け入れてくれれば豊かになりますよというような、申し訳ないですけど結局はそういうところですよ。いろんな補助金が下りるとか。自分の故郷でそういうふうに、最終処分地にしたいと思っている人なんて誰もいるわけじゃないですか。自分が死んでからだって何億年もガラス固体化しても、とにかく地層にそんなものがあるなんて。この地震大国で災害列島みたいなところに適したところがあるとは、とても私のような素人のものでも思えません。そういうことを地方に行ってお話すると結局そこでまた賛成、反対と分断が生まれますよね。それがね、どんなにその土地の人たちの心を傷つけることになるか。今、沖縄の辺野古がね、もう絶対あそこ埋め立てしても無理だってわかっていますよね。でもあの建設、埋め立てを止められない。もう本当に正直、腹立たしいことばかりです。最終処分地はどこにもないと思います。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、須田委員さんお願いします。

◎須田委員

須田です。よろしくをお願いします。

私は一般市民的なのを教えてくださいたいと思うのですが、使用済核燃料を次の号機に移すことが可能な使用済核燃料というのがここに参考資料として前にいただいているんですけど、使用済核燃料を移すときって、私の頭の中だと、核燃料を運ぶ時は非常に厳重な警戒をしているのに、使用済核燃料を移すときはどんなふうにしてやるんだろうなというのが非常に疑問なのですが、この資料だけ見せていただくと簡単にパソコン上に移るような資料なのですがそうではないなと。ではどうやって移すんだろうというのが非常に疑問なのです。あとで詳しいものを見せていただくといいかなと。ビデオなどがあればですけども、7号機まであって、使用済核燃料を6・7号機のものを再稼働するには他に移さなければやり場のないものはどこかへ移さなきゃならない事情は分かるのですが、ではどういうふうな方法で移すのかが非常に疑問なのです。よろしくをお願いします。

◎桑原議長

それは後日ということになりました。それでは引き続きまして、神林委員さんお願いします。

◎神林委員

柏崎青年会議所の神林です。

私が10年くらい前に青年会議所に入って、サイクルと廃棄物の勉強会が5、6回ありましたし、地域の会に入ってからも2回、これであったことになるのですが、あま

りいい言い方じゃないかも知れませんが、話が進んでいないかなというのが正直思うところです。NUMO が各位で勉強会を開いて理解を得ようとするっていうことですか良いことだとは思いますが、国策でありますので、住民というよりも、何かもう一步踏み込んだ国の後押しが必要なんじゃないかなと思っております。

それからもう1つ。こういった感じだと、例えば学生さんだとかが、原子力について興味をなかなか持ちづらい状況なんじゃないかなと思います。特にサイクルですか廃棄物の話というのはなかなか進んでこないで、原子力発電所そのものよりもさらにその分野に進んでくれる人がなかなか出づらいのではないかなというのがすごく心配です。そちらも国なのだろうと思うのですが、後押しが必要なのではないかなと思います。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして、高木委員さんお願いします。

◎高木委員

はい、高木です。よろしくお願いいいたします。

核燃料サイクル、全然進んでないということを皆さんおっしゃっています。ある時で突然うまくいったということもあるかも知れませんが、私考えるには、私が死んでからでもまだできないかなというくらい感じています。本当に努力はしているのでしょうか、やはりなかなか進まないなあということが感じられます。

あと、地層処理ですが、やはりこれも、これから始まって原発は動いているので、使用済燃料もどんどん出てくるという中において、これも何十年後にできればいいのかなというくらい感覚でいます。ということはやはり、原発を動かしていても最後のほうの処理を考えてこなかったのは皆さん言っていますけれども、そんな感じで思っています。私としては、頑張っってこの処理をできるように早くしてもらいたいということが一番だと思います。使用済燃料はそのままにしておいたりするのは非常に問題があるので、そのあたりをお願いしたいと思います。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは品田委員さんお願いします

◎品田委員

今月24日に原発の避難訓練を予定されていますけれど、質問というか確認ですが、この訓練というのは原発単体の事故の場合を想定した訓練なのか、あるいは地震等の複合災害といったことも想定された訓練なのですか。一応教えてください。

◎金子課長補佐（新潟県）

新潟県でございます。24日土曜日に行う訓練は、実際に住民の方々からご参加いただく訓練になっており、昨年も同じようなかたちで少し内容を変えながらやりますが、今、品田委員がおっしゃたように何かを想定したもので動きをするというよりも、県の広域避難計画というのが個別にいろいろありますがその手順等を確認すると

いう意味で、例えばスクリーニングだとか、要配慮者の避難だとか、パーツパーツの
どういう手順でやるかというところを確認するようなことになっており、何か1つの
事象を元にその流れでやっていくシミュレーションではないとご理解いただければ
と思っております。

◎品田委員

わかりました。そういうことを念頭に私も参加させていただきたいと思しますので
宜しくお願いいたします。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして、高桑副会長お願いします。

◎高桑委員

県にお聞きしたいと思っておりますが、度々、いろんな検証委員会の報告がなされ
ていますし、検証委員会は回数に差があるとはいうものの少しずつ先へ進んでいると
思うのですが、総括検証委員会というのが、第1回目が最初の年に開かれた以降、全
然開かれていない。ここまでいろんな各検証委員会が行われていると、そこでいろ
んな問題がいくらかは取りまとめまでは行ってないけれども出ていると思うんですよ
ね。総括検証委員会は各検証委員会の隙間のところも埋めるような役目もしなければ
いけない。重なっているところとか、どこでも触れられないけど、でも問題だとい
うところもあると思うのでね、総括検証委員会っていうのはやはり、最初と最後だけ
ではなくて、途中で何回か、総括検証委員会は各検証委員会の委員長やなんかで構成
されているわけですから、もう少し総括検証委員会がきちんと開かれる必要があるの
ではないかなと私は思っているのですが、そのあたりのところはどのような予定がある
のでしょうか。

◎金子課長補佐（新潟県）

引き続き新潟県でございます。せっかくの機会でございますので、高桑委員も若干、
既にご存じの部分もあると思っておりますので、建て付けを少しだけ、全体のさわりをさ
せていただければと思います。検証総括委員会というのがあり、3つの検証として、避
難委員会、健康・生活委員会、技術委員会で行っている事故・検証委員会があります。
検証総括委員会の下にその3つが位置付けられています。それぞれ独立している中で、
3つの検証のそれぞれの報告書を総括するという意味合いで検証総括委員会がある
という建て付けになっており、検証総括委員会の委員長の指示で動いているという建
て付けではございません。ただ、高桑委員がおっしゃった今後の開催の流れでござい
ますけれども、3つの検証を総括するような任務を持っているのが検証総括委員会で
ございますので、直近で事故原因を検証している技術委員会でやっているものが、近々
報告書がまとまるようなかたちになっております。少なくともその報告書が正式に出
た段階で、検証総括委員会で一度ご報告いただくという流れになるかと思うので、県
の中で詰めをしているところでございます。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。それでは石坂副会長お願いします。

◎石坂委員

石坂です。やはり皆さんおっしゃった第一は最終処分の部分だと思います。これまで三井田委員や神林委員も触れられましたけれども、この最終処分という問題がこの原子力発電という全体の中で一番重要な最後の問題であるにも関わらず、これまで一番様々な災害対策や安全性を高めるといような項目に比較して一番進んでいなかったというか、そこがやはり我々も非常に不安に感じる場所であったのは事実であります。我々の立場からしても、私としても今、先ほど三井田委員が言われたように、国の関わり方がやはりもう少し強く出ていただきたいと思うのと同時に、現状でようやく最初のステップである文献調査に手を上げられた2町村、これがやはりうまくいくかいかないかというのは当然これからの調査の話でありますので、このままにはできないというか、なんとかきちんと対応していただきたいと思ひますし、また今後これに続くところが出てくるような、そういった雰囲気、そういった設えをなんとかしてもらいたいと思ひています。そのあたり非常にこういう場であるのが適当かどうかはわからないのですが、報道ですよね。様々なやはり今こういった手を上げられたその2町村に関しての報道を見ても、正直その地域で手を上げたことに対して、ネガティブというか反対の意見を言いにくいと。さも全部上げて、ここに前のめりに進んでいくというような報道が割とされているように思ひています。これは、これまでの過去に東洋町がありましたけれども、そういった部分でも言えた話であり、逆にその報道で言われているような部分とは全く逆の圧力が世間全体で起きているように思ひています。そのあたりを本当にしっかりと国からフォローしていただけないかと思ひている次第であります。

◎佐々木資源エネルギー政策統括調整官（資源エネルギー庁）

今、石坂副会長からいただいたような現地での報道ぶりを含め、確かに報道もされましたし、町長さん村長さん始め、関係の方々の意見が表に出てくるにしたがって様々な捉えられ方をされます。その結果としての住民の方々の不安や思いが募るということをや々にして現場で起きているのだと思ひます。これは大臣からもご報告申し上げますけれども、この議論が盛り上がり、報道等が激しくされるようになってから、現地に私共の職員も派遣して、やはりファクトとしてしっかりと政府としてどう本件を採られているのか、我々が事実として何をどう捉えているのか、制度がどうなっているのか。例えば先ほど少し触れましたが、最終処分法というのはどういう法律なのか、その中で最終処分地を選んでいくプロセスがどう進んでいくものなのかということについて、なるべく丁寧に、一番報道される結果として、先ほど石川委員からありましたけれども、地元の方々のいろいろ分断して辛い思いもされるというお話がありました。それに少しでも政府が前に出て向き合うことができるような体制

をということで、現地に人を送って対応しているところでもあります。ただ一方で、まだ第一歩のプロセスですので、寿都町がまずはアクションを取った上で神恵内村が出てきて、これで別に我々十分だと思っているわけではありませんので、他の地域で同じように関心を持っていただけるグループの方々が増えてきていますので、そういったところに対する働きかけ等を通じて、さらに広く理解を深めていただくような取り組みを進めることを、政府も前に出てお話を何度もいただきましたので、もっと能動的に行動をしていけるかたちに持っていかれたらと思っています。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、今日出席の皆さんから全員コメントをいただきました。時間的にはこのあと委員さんとの協議もございますので、今回の208回の定例会はこれで閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。事務局からお願いします。

◎事務局

それでは事務局から、次回の会について連絡させていただきます。第209回定例会は情報共有会議でございます。日時は11月5日木曜日でございます。午後3時から6時まで。会場は産業文化会館大ホールでございます。尚、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によりまして、傍聴席につきましては40席限定、先着順ということでさせていただきますのでご注意願いたいと思います。

それではオブザーバーの皆様、プレスの皆様、それから一般傍聴の皆様につきましては、ここで退席をさせていただきたいと思います。一般委員の方、若干5分ほど休憩をして、55分から始めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

－ 終了 －